様式第16号(第12条関係)

三豊市
政策部田園都市推進課
28.4.28
第96号
受付

平成28年4月28日

三豊市長　横　山　忠　始　様

所在地　三豊市詫間町詫間1338番地13
名称　まちづくり推進隊詫間
氏名　理事長　宮　川　正　夫
電話番号 0875-83-3639

まちづくり推進隊詫間理事長之印

地域内分権推進交付金実績報告書

平成２６年５月１４日付け三政田第１１０号により、交付金の交付決定を受けた地域内分権推進事業について、下記のとおり実施したので、三豊市地域内分権推進交付金交付規則第１２条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

１．　実績報告額　14,425,089円
２．　添付書類
(1) 事業報告書
(2) 決算監査報告書
(3) 貸借対照表
(4) 財産目録
(5) 収支計算書
(6) 全役員名簿
(7) 事業年度末の定款又は規約
(8) その他市長が必要と認める書類
助成金交付要綱

第１号議案

平成２７年度の事業報告書

（平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日）

特定非営利活動法人　まちづくり推進隊詫間

1. 事業の成果

移譲事業については、従来の窓口サービス、行政サービスを著しく低下させることなく執行できた。

又、自主事業については、環境美化推進事業や防災に関するイベントを開催すると共に、まちづくり推進隊に対する理解と協力を得る為に、講演会や会員研修の開催、広報紙の発行、ホームページの活用など広報啓発活動の実施に努めた。

とりわけ自主事業を企画立案する３部会の活動は、会員の参画を促し、自主的なまちづくりを推進した。

2　移譲業務

自治会活動との連携に関する

事業名	自治会連合会詫間支部事務局			
事業内容	・自治会連合会詫間支部の運営に関する一切の事務 （総会 4/18、研修会 6/26、9/19、役員会の実施等） ・自治会長からの要望事項に関する連絡調整に関すること。 ・広報「みとよ」等自治会配布物の手配に関すること。			
実施日時	通　年			
実施場所	詫間町全域			
参加者・受益者	詫間町住民			
役務提供者	自治会連合会詫間支部役員、事務局			
決算額	収入額	305,000 円	支出額	305,000 円
	内訳 交付金	305,000 円	内訳　支払助成金	305,000 円
			（自治会連合会詫間支部（別会計）へ支払う、@5 千円 x 自治会数）	

環境保全に関する事業

業　　名	三豊市地区衛生組織連合会詫間支部事務局	
事　業　内　容	・地区衛生組織連合会詫間支部の運営に関する一切の事務 （総会 4/18、研修会 2/5、役員会の実施等） ・家庭排水路清掃助成事業に関すること。（38 件） ・ごみステーション設置補助事業に関すること。（7 件） ・詫間支所ごみ集積所の維持管理に関すること。 ・環境保全活動の推進に関すること。（散乱ごみ回収、ボランティア清掃、不法投棄、分別収集、仮置場維持管理、カールアップ貸出、捕獲器設置等） ・資源回収（1～6 分館 年 3 回）の実施に関すること。 第 1 回　5 月～　6 月　　第 2 回 10 月～11 月 第 3 回　2 月～　3 月 ・田井汚泥仮置場維持管理業務に関すること。 ・プラ、紙の分別表示板 500 枚を作成して配布した。	
実　施　日　時	通　年	
実　施　場　所	詫間町全域	
参加者・受益者	詫間町住民	
決　　算　　額	収入額	支出額
	内訳	内訳
		地区衛生組織連合会詫間支部（別会計）として実施

安全、安心、防災に関する事業

事　　業　　名	防犯・防災事業	
事　業　内　容	・既存防犯灯の維持修繕に関すること。（153 件） ・交通安全施設、防犯灯の新設要望等に関すること。 ・三豊交通安全ボランティア活動推進連絡会に関すること。 ・県下一斉街頭キャンペーンの実施　5/20・7/6・10/30 ・グリーンパトロール隊の手配及び連絡調整に関すること。	
実　施　日　時	通　年	
実　施　場　所	詫間町全域	
参加者・受益者	詫間町住民	
役務提供者	交通安全母の会、老人クラブ、交通指導員、まちづくり推進隊詫間 （実人数 70 人）（延人数 210 人）	
決　　算　　額	収入額　742,786 円	支出額　742,786 円
	内訳 交付金　742,786 円	内訳　食糧費　8,440 円
		修繕費　734,346 円

自治会活動との連携に関する事業

事業名	公共施設管理事業			
事業内容	詫間町内９施設について、以下の業務を行った。 ・消耗品補充、・軽微な修繕、・暖房用燃料補充等			
実施日時	通　年			
実施場所	勤労会館、松崎コミュニティセンター、自然休養村センター、 箱浦ビジターハウス、粟島開発総合センター、詫間ふれあい交流館 第４分館老人憩いの家、大浜老人憩いの家、志々島老人憩いの家			
参加者・受益者	詫間町住民			
役務提供者	事務局			
決算額	収入額	535,755 円	支出額	535,755 円
	内訳 交付金	535,755 円	内訳 消耗品費	225,631 円
			修繕費	310,124 円

３．自主事業

自治会活動との連携に関する事業

事業名	広報・公聴活動事業			
事業内容	地域内分権を推進する為の広報広聴活動を実施し、住民意識の高揚、醸成に努めた。 HP とフェースブックの運用、広報紙を発行（7 月号・1 月号）した。			
実施日時	通　年			
実施場所	詫間町内			
参加者・受益者	詫間町住民			
役務提供者	事務局			
決算額	収入額	213,276 円	支出額	213,276 円
	内訳 交付金	213,276 円	内訳 業務委託費	46,200 円
			印刷製本費	165,996 円
			消耗品費	1,080 円

事　業　名	環境美化活動推進事業			
事業内容	環境美化活動を推進する為に、次の事業を行った。 ・町内一斉清掃 1回目7月12日（日）、 2回目12月13日(日) ・環境保全活動（散乱ごみ清掃、ボランティア清掃の推進、不法投棄の防止） ・海岸愛護活動（さぬき瀬戸クリーンリレー・海浜清掃)の実施 ・3000万人瀬戸内海クリーン大作戦(6/12-7/31) 参加者840人 ・さぬき瀬戸クリーンリレー2015(9/5-20) 参加者775人			
実施日時	通　年			
実施場所	詫間町全域			
参加者・受益者	詫間町住民			
役務提供者	詫間町住民、詫間町企業、自治会連合会詫間			
決　算　額	収入額	112,644円	支出額	112,644　円
	内訳 交付金	112,644円	内訳　業務委託費	112,644　円

事業名	自主防災活動推進事業		
事業内容	日頃の防災、減災に対する意識を継続する必要性を啓発するために次の事業を行った。 ・防災に関するイベント（防災フェスタ 2015） ・幼年消防クラブ防火パレード ・シェイクアウト ・消防、警察展示コーナー・手作りおもちゃコーナー ・AED 応急処置・防災用品・大釜炊き出しコーナー		
実施日時	10 月 31 日		
実施場所	詫間町福祉センター、勤労会館		
参加者・受益者	詫間町住民　（延人数 600　人）		
役務提供者	ボランテイア協議会、社会福祉協議会、老人クラブ、自治会連合会詫間、公民館、民生委員、　（実人数 100 人）（延人数 150 人）		
決算額	収入額　142,238 円	支出額	142,238 円
	内訳 交付金　142,238 円	内訳 諸謝金	29,937 円
		会議費	4,816 円
		通信費	6,560 円
		消耗品費	28,963 円
		賄材料費	59,205 円
		水道光熱費	4,320 円
		保険費	8,437 円

事　業　名	まちづくり活動助成事業		
事　業　内　容	地域の課題を解決する為に、地縁団体等が実施するまちづくり活動や地域を活性化させる為に各種団体が開催するイベント等、活力あるまちづくりに資するユニークな事業や活動に対して、１件 10 万円を限度として、予算の範囲内で助成金を交付し地域の活動を支援した。 ・採択件数　４団体（助成金交付要綱により理事会で審査） ・交付決定件数　４団体(329,930 円) ・活動助成金事業 1. 荘内半島活性化対策事業 2. 健康料理推進事業 3. 文化遺産保護事業 4. ボランテイア（新四国八十八カ所保存）事業		
実　施　日　時	年度内に事業を実施		
実　施　場　所	詫間町全域		
参加者・受益者	各団体、詫間町住民		（延人数 80　人）
役務提供者	各団体		（実人数 40　人） （延人数 80　人）
決　算　額	収入額	329,930 円	支出額　329,930　円
	内訳 交付金	329,930 円	内訳 支払助成金　329,930　円

事業名	花いっぱい活動推進事業			
事業内容	花のある美しいまちづくりのため、花と浦島イベント実行委員会と連携して次の事業を推進した。 1．花の苗の配布（三豊市フラワーセンターから提供を受ける） ① 希望する自治会、学校、ボランティア等に夏の花の苗を配布した。(5月下旬から6月上旬) ② 希望する自治会、学校、ボランティア等に春の花の苗を配布した。(11月下旬から12月上旬) ③ 三豊市内の保・幼・小・中学校を卒園・卒業花の苗とメッセージを配布した。(2月下旬から3月上旬) 2．花と浦島イベント実行委員会事務局 実行委員会主催の花和紙、花摘み等各種事業活動の事務局業務の一部を行った。			
実施日時	花の配布（5,6月　11,12月　2,3月）　事務局（通年）			
実施場所	詫間町内及び三豊市内			
参加者・受益者	詫間町住民・三豊市民			
役務提供者	花と浦島イベント実行委員会			
決算額	収入額	28,965円	支出額	28,965　円
	内訳 交付金	28,965円	内訳　印刷製本費	20,412　円
			消耗品費	8,553　円

事業名	ボランティア活動支援事業			
事業内容	地域活性化のために地道な活動を行っている地縁団体のボランティア活動の継続を支援することを目的として、志々島の大楠周辺の草刈りを島外のボランティアと島民により7/30、参加50名、11/28、参加40名にて実施した。また、展望案内板を設置して大楠を訪れる人々の安全と環境を維持管理した。 横尾の辻の遊歩道の整備(2.5.8.11月の4回)の実施を支援した。			
実施日時	7/30,11/28,2.5.8.11月			
実施場所	志々島			
参加者・受益者	来島者			(延人数　人)
役務提供者	志々島大楠保存会、 志々島大楠ボランテイアの会			(実人数9　人) (延人数90　人)
決算額	収入額	276,999円	支出額	276,999　円
	内訳 交付金	276,999円	内訳 業務委託費	141,000　円
			諸謝金	42,500　円
			交通費	53,920　円
			通信運搬費	3,800　円
			消耗品	25,369　円
			燃料費	10,410　円

事業名	交通安全教育支援事業		
事業内容	交通事故のない明るいまちづくりの為に活動している団体の交通安全教育に協力して、楽しみながら学べるための教材の貸出、支給をした。（交通安全教室 17 回） ① 交通安全教室に使用する動物着ぐるみ３着を購入して、町内小学校、幼稚園、保育園を対象にした交通安全教育に貸出した。 ② ぬりえ（200 冊）、組み立て式チャイルドビジョン（200 枚）アートバルーン用風船（100 個）を購入して教材として支給した。 ③ 防災フェスタ 2015 にてジャンボかるた大会、アートバルーン教室を実施した。		
実施日時	通年		
実施場所	詫間町全域		
参加者・受益者	詫間町住民		
役務提供者	交通安全母の会、安全度向上部会員、その他団体　（実人数 20 人） （延人数 100 人）		
決算額	収入額	57,840 円	支出額　57,840 円
	内訳 交付金	57,840 円	内訳　通信運搬費　1,564 円
			消耗品費　56,276 円

事業名	住宅用消火器実演講習事業		
事業内容	消火器の有効期限の点検、確認を促し正しい消火器の使用方法を知り、有事に備えることによって被害を最小限にすることを目的として防災フェスタ 2015 の会場にて消火器の使用方法の実演講習会行った。		
実施日時	10 月 31 日		
実施場所	詫間町福祉センター		
参加者・受益者	詫間町民　（延人数 600　人）		
役務提供者	安全度向上部会員、公民館　（実人数 40　人） （延人数 50　人）		
決算額	収入額	円	支出額　0 円
	内訳 交付金	円	内訳　円

事業名	健康づくり農園(池尻地区)の維持管理			
事業内容	遊休、荒廃農地等の有効活用を図り、耕作者が休日等を利用して、新鮮・安全な自家菜園を楽しみながら、近隣住民との繋がり、体と心の健康を養うことを目的に、開設して貸与している池尻地区の小区画農園(6区画)の維持管理を実施。年度当初5区画貸出、残り1区画については募集を実施、応募者があり現在、全区画貸出。			
実施日時	通年			
実施場所	池尻地区			
参加者・受益者	利用者			(延人数6 人)
役務提供者				(実人数 人) (延人数 人)
決算額	収入額	30,726 円	支出額	30,726 円
	内訳 交付金	14,976 円	内訳 業務委託費	3,510 円
	受取負担金	15,750 円	水道光熱費	14,256 円
			賃借料	12,960 円

事業名	里山巡りで健康づくり			
事業内容	住民の身近な里山を整備することによって、森林浴や郷土の良さを再認識すると共に、里山登山による心身のリフレッシュ、郷土の美しさ、良さの再認識等、町民の健康増進に努めるもことを目的に、今年度は12月13日、公民館第三分館の協力にて高尾木山頂から詫間越えまでの稜線コースを整備した。 また3月6日、園児の山登り前に看板を設置した。			
実施日時	12月13日、3月6日			
実施場所	高尾木山登山コース			
参加者・受益者	利用者			(延人数200 人)
役務提供者	健康度向上部会員、公民館員			(実人数40 人) (延人数45 人)
決算額	収入額	63,097 円	支出額	63,097 円
	内訳 交付金	63,097 円	内訳	
			諸謝金	36,000 円
			消耗品費	27,097 円

事業名	がん検診の推進及び健康講演会の開催		
事業内容	市民に関心の高いテーマを選び、医師等専門家による健康講演会を実施した。 ① 5月31日健康福祉まつり会場にて健康相談コーナーを設け市健康福祉課員3名の協力にて健康相談会を実施した。 ② 9月26日「のばそう健康寿命」と題し、講師に永康病院石橋先生他2名を迎えて健康講演会をマリンウエーブにて開催し、聴衆約700名の参加があった。 ③ 11月15日「心の持ち方を変えるだけで健康寿命に」と題し講師に健康度向上部会員の小西望氏を迎えて勤労会館で開催した。		
実施日時	5月31日、9月26日、11月15日		
実施場所	福祉センター、マリンウェーブ、勤労会館		
参加者・受益者	受講者		（延人数700　人）
役務提供者	まちづくり推進隊詫間会員、 健康度向上部会		（実人数30　人） （延人数50　人）
決算額	収入額	269,006　円	支出額　269,006　円
	内訳 交付金	269,006　円	内訳
			諸謝金　58,685　円
			印刷製本費　98,280　円
			会議費　3,855　円
			消耗品費　65,146　円
			賃貸料　43,040　円

事業名	ラジオ体操普及事業		
事業内容	ラジオ体操を普及するため各イベント会場を利用してラジオ体操を実施して多くの人の参加を得た。 ・5月31日健康福祉祭、10月31日防災フェスタ、11月15日文化祭にて実施した健康講演会等でラジオ体操普及の実践を実施した ・5月31日講師に藤田美代子氏を迎え指導者の育成と講師の養成する講習会を開催、公民館分館長2名、体育部長17名が参加した。		
実施日時	5月31日、10月31日		
実施場所	詫間町全域		
参加者・受益者	詫間町市民		(延人数650 人)
役務提供者	健康度向上部会員、公民館		(実人数20 人) (延人数40 人)
決算額	収入額	2,512 円	支出額 2,512 円
	内訳 交付金	2,512 円	内訳
			消耗品費 2,512 円

事業名	詫間島あるき推進事業		
事業内容	4/29(祝)の粟島の島四国八十八カ所めぐりにあわせ、フェイスブックを利用し、参加者を募集し、部会員をはじめ、21名が参加し、島歩き事業を行った。 その際、粟島マップ「あわしま歩き遊遊」を、島四国参加者等に55冊販売した。		
実施日	4月29日		
実施場所	詫間町粟島		
参加者・受益者	魅力度向上部会員、粟島住民、参加者		(延人数21 人)
役務提供者	魅力度向上部会員、まちづくり会員		(実人数13 人) (延人数13 人)
決算額	収入額	24,678 円	支出額 24,678 円
	内訳 交付金	18,678 円	内訳 諸謝金 5,000 円
	参加料	6,000	旅費交通費 18,000 円
			食糧費 1,678 円

事業名	古民家再生によるゲストハウス作り			
事業内容	・5月16日に志々島の魅力を感じるため散策を行い、今後、ゲストハウスやイベントスペースとして活用したいという古民家を見学し、他の活用方法がないかを話し合った。(香川大学、みとよ100年観光会議メンバーも参加。(70人)) ・1月9日にゲストハウスとして利用する予定の古民家の清掃活動を実施。14名参加。 ・2月26日、観光庁観光地域アドバイザーの高砂樹史さんを講師に迎え、離島の古民家を活用し、観光事業で島の活性化を図った事例について講演会を行った。41名参加。			
実施日時	5月16日、1月9日、2月26日			
実施場所	志々島、詫間町内			
参加者・受益者	詫間町住民、志々島島民、香川大学生他 (延人数125 人)			
役務提供者	魅力度向上部会・会員ボランティア (実人数15 人) (延人数40 人)			
決算額	収入額	114,471 円	支出額	114,471 円
	内訳 交付金	99,471 円	内訳 諸謝金	59,000 円
	参加料	15,000 円	旅費交通費	20,050 円
			通信運搬費	400 円
			消耗品費	11,671 円
			食糧費	13,350 円
			保険費	2,000 円
			貸借料	8,000 円

事業名	まちの魅力コンテスト			
事業内容	住民にとって、当たり前すぎてよくわからない「まちの魅力」。 三年前の瀬戸内芸術祭には、町外、県外から多くの人が訪れた。 そこに住む人には見えない街の魅力を、外部の人から見た「まちの魅力」詫間町の魅力をコンテスト形式で募集し、これからのまちづくりのヒント、手掛かりとして広く住民に公開した。 又、懸賞金を付けることによって完成度の高い応募作品を見込んだ。 結果、町内外より 13 件の応募があり、厳選なる審査を実施した。受賞作品をホームページに掲載した。			
実施日時	通　年			
実施場所	ネットで募集			
参加者・受益者	応募者			（延人数 13　人）
役務提供者	魅力度向上部会			（実人数 15　人） （延人数 40　人）
決算額	収入額	231,155　円	支出額	231,155　円
	内訳　交付金	231,155　円	内訳　業務委託費	30,000　円
			諸謝金	200,000　円
			消耗品費	1,155　円

事業名	まちづくり塾推進事業			
事業内容	平成２５年度から継続している「まちづくり塾」。 これから活動を始めたい人、現在活動中の人を対象に、まちづくりに対する問題点や活動する上でのポイント等を学び、まちの活性化や地域の資源を生かしたまちづくりに取り組む人材を養成し、人材バンクへの登録を促し、広く人材を活用することによって、街の魅力の創出や地域の活性化を図ることを目的として活動。 ・8月1日、12月6日の2回、実践式まちづくり塾として箱浦ビジターハウスで、「箱裏マルシェ」を開催した。 ・3月8日、地域を生かしたまちづくりを行うために、講師に宮本博史氏を迎えまちづくりプレイヤー養成講演会を開催。31名参加			
実施日時	8月1日、12月6日、3月8日			
実施場所	箱浦ビジターハウス			
参加者・受益者	参加者		（延人数400　人）	
役務提供者	魅力度向上部会、出店者		（実人数60　人） （延人数140　人）	
決算額	収入額	221,808 円	支出額	221,808 円
	内訳 交付金	147,608 円	内訳 業務委託費	37,280 円
	負担金	47,000 円	諸謝金	53,500 円
	雑収入	27,200 円	印刷製本費	49,500 円
			会議費	2,362 円
			旅費交通費	45,000 円
			消耗品費	3,369 円
			材料費	18,807 円
			保険料	5,590 円
			租税公課費	6,400 円

事業名	人材バンク登録制度の創設	
事業内容	様々な特技や能力、豊富な経験を生かして、ボランティア活動等に協力して頂ける方を人材バンクに登録し、多種多様な分野において、活動の機会を提供できるシステムを構築する。	
実施日時	通　年	
実施場所	詫間町全域	
参加者・受益者	（延人数　人）	
役務提供者	（実人数　人） （延人数　人）	
決算額	収入額　円	支出額　円
	内訳 交付金　円	内訳

その他目的達成の為に必要な事業

事業名	離島視察研修事業			
事業内容	日本離島センターの助成金を利用し、島ぐるみで来島者の「おもてなし」に取組んでいる長崎県小値賀島へ視察研修を行い、実践できる仕組み、ノウハウを手に入れ、粟島、志々島に適した仕組みについて検討した。事前研修を部会で 2 回（30 名）、研修報告会として部会、粟島、志々島において計 3 回開催（45 名）し、情報の共有を図った。			
実施日時	8 月 19 日、10 月 29 日、11 月 20～22 日、11 月 26 日、1 月 9 日、1 月 15 日			
実施場所	詫間町、粟島、志々島、長崎県小値賀島			
参加者・受益者	魅力度向上部会員、粟島・志々島島民　（延人数 80　人）			
役務提供者	魅力度向上部会、研修参加者　（実人数 8　人） （延人数 20　人）			
決算額	収入額	571,398 円	支出額	571,398 円
	内訳 交付金	228,398 円	内訳	
	個人負担	210,000 円	業務委託費	34,560 円
	助成金	133,000 円	諸謝金	2,280 円
			印刷製本	4,800 円
			旅費交通費	455,320 円
			消耗品費	1,890 円
			保険料	3,968 円
			研修費	66,960 円
			支払手数料	540 円
			支払残額	1,080 円

事　業　名	粟島マップ（増刷分）販売事業			
事　業　内　容	平成26年度に作成した「粟島あるき遊遊」を販売。 4月29日の詫間島歩き推進事業、11月1日の島フェスタ等のイベントをはじめ、通年にわたり個人や販売店に販売。94冊を販売。			
実　施　日　時	通　年			
実　施　場　所	詫間町全域			
参加者・受益者	（延人数80　人）			
役務提供者	（実人数10　人） （延人数10　人）			
決　算　額	収入額	124,750円	支出額	147,050　円
	内訳 消耗品	153,250円	内訳　消耗品	124,750　円
	受取交付金返還額	▲28,500円	純利益	22,300　円

4.総会、代議員会、理事会等の開催状況

会　議　名	第1回理事会		
開催日時	平成27年4月10日　17時30分	出席状況	出席14
審議及び議決内容	1.第1号議案　平成26年度事業報告、収支決算及び監査報告について 2.第2号議案　平成27年度事業計画（案）及び収支予算（案）について 3.第3号議案　理事の補充について		
会　議　名	平成27年度特定非営利活動法人まちづくり推進隊詫間通常総会		
開催日時	平成27年4月19日　13時30分～	出席状況	出席57
審議及び議決内容	第1号議案　平成26年度事業報告、収支決算及び監査報告について 第2号議案　平成27年度事業計画（案）及び収支予算（案）について 第3号議案　理事の補充について		
会　議　名	第2回理事会		
開催日時	平成27年6月26日　17時30分	出席状況	出席14
審議及び議決内容	1.平成27年度活動助成金事業について「荘内半島活性化対策」 2.指定管理について 3.離島人材育成基金事業について		
会　議　名	第3回理事会		
開催日時	平成27年7月16日　17時30分	出席状況	出席14
審議及び議決内容	1.離島視察研修事業について 2.平成27年度活動助成金事業について「健康料理推進事業」		
会　議　名	第4回理事会		
開催日時	平成27年10月9日　17時30分	出席状況	出席14
審議及び議決内容	1.平成27年度活動助成金事業について「文化遺産保存事業」 2.指定管理者公募について		

会　議　名	第5回理事会		
開催日時	平成27年10月19日　16時00分	出席状況	出席13
審議及び議決内容	1. 中間決算報告 2. 指定管理公募について 　1）条件公募に対する回答 　2）運営について 　3）収支計算計画について 　4）自主事業について		
会　議　名	第6回理事会		
開催日時	平成27年12月14日　17時30分	出席状況	出席13
審議及び議決内容	1. 平成27年度部会活動中間報告について 2. 指定管理検討委員会報告と指定管理公募について 3. 組織改革検討委員会について 4. 平成28年度事業計画と活動提案書の提出期限について		
会　議　名	第7回理事会		
開催日時	平成28年2月12日　17時30分	出席状況	出席12
審議及び議決内容	1. 平成28年度事業計画（活動提案）について 　(1) 三豊市合併10周年記念マラソン大会 　(2) 部会活動提案 2. 理事の任期など及び事務局職員に雇用について		
会　議　名	第8回理事会		
開催日時	平成28年3月10日　17時30分	出席状況	出席13
審議及び議決内容	1. 理事・監事の任期及び事務局職員の雇用について 2. 平成28年度事業計画（案）について 3. 組織検討委員会報告について 4. 総会について 　1)総会日程について		

第２号議案

様式第18号（第12条関係）

決算監査報告書

団体の名称　特定非営利活動法人
代表者氏名　まちづくり推進隊詫間　様

平成27年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）の事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書（NPOの場合は、活動計算書）及び会計帳簿を監査した結果、適法に処理され、当該帳簿には適正に記載されていると認める。

H28年4月8日

団体又は法人の名称

監事　則包重文

監事　石丸昭江

決　算　報　告　書

第 4 期

自　平成27年 4月 1日

至　平成28年 3月31日

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊詫間

香川県三豊市詫間町詫間１３３８番地１３

特定非営利活動に係る事業会計貸借対照表

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊詫間　　［税込］（単位：円）

全事業所　　平成28年 3月31日 現在

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】		【流動負債】	
（現金・預金）		前受交付金	1,326,911
小口　現金	30,000	預り金（源泉所得税）	28,095
普通　預金	1,412,609	流動負債　計	1,355,006
現金・預金 計	1,442,609	負債の部合計	1,355,006
（棚卸資産）		正味財産の部	
消耗品	124,750	【正味財産】	
棚卸資産　計	124,750	正味　財産	917,728
流動資産合計	1,567,359	（うち当期正味財産増加額）	453,584
【固定資産】		正味財産　計	917,728
（有形固定資産）		正味財産の部合計	917,728
構築物	82,823		
機械及び装置	622,552		
有形固定資産　計	705,375		
固定資産合計	705,375		
資産の部合計	2,272,734	負債・正味財産の部合計	2,272,734

特定非営利活動に係る事業会計財産目録

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊詫間　　［税込］（単位：円）

全事業所　　平成28年 3月31日 現在

《資産の部》

【流動資産】		
（現金・預金）		
小口　現金	30,000	
普通　預金	1,412,609	
現金・預金 計	1,442,609	
（棚卸資産）		
消　耗　品	124,750	
棚卸資産　計	124,750	
流動資産合計		1,567,359
【固定資産】		
（有形固定資産）		
構　築　物	82,823	
機械及び装置	622,552	
有形固定資産　計	705,375	
固定資産合計		705,375
資産の部　合計		2,272,734

《負債の部》

【流動負債】		
前受交付金	1,326,911	
預り金（源泉所得税）	28,095	
流動負債　計		1,355,006
負債の部　合計		1,355,006
正味財産		917,728

特定非営利活動に係る事業会計収支計算書

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊詫間　　［税込］（単位：円）

全事業所　　自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日

《経常収支の部》

［経常収支の部］		
【経常収入】		
助成金収入	133,000	
受取交付金	15,752,000	
負担金収入	328,750	
雑収入	85,930	
受取利息収入	535	
経常収入　計		16,300,215
【事業費】		
事業支出(事業)	200,000	
業務委託費(事業)	405,194	
諸　謝　金(事業)	286,902	
印刷製本費(事業)	338,988	
会　議　費(事業)	11,033	
旅費交通費(事業)	592,290	
通信運搬費(事業)	12,324	
備品消耗品費(事業)	15,472	
消耗品費(事業)	440,728	
食　糧　費(事業)	29,975	
修　繕　費(事業)	954,970	
水道光熱費(事業)	18,576	
賄材料費(事業)	74,017	
燃料費（事業）	10,410	
地代家賃(事業)	12,960	
賃　借　料(事業)	51,040	
保　険　料(事業)	19,995	
租税公課(事業)	6,400	
研　修　費(事業)	66,960	
支払手数料(事業)	540	
支払助成金(事業)	634,930	
当期事業費 計	4,183,704	
合　計	4,183,704	
事業費　計		4,183,704
【管理費】		
給料　手当	6,313,806	
役員　報酬	640,000	
役員議事報償費	402,000	
法定福利費	937,959	
通　信　費	239,427	
水道光熱費	82,000	
旅費交通費	7,730	
会　議　費	53,268	
事務用消耗品費	238,535	
備品消耗品費	72,567	
新聞図書費	25,920	

特定非営利活動に係る事業会計収支計算書

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊詫間　　[税込]　(単位：円)

全事業所　　自 平成27年 4月 1日　至 平成28年 3月31日

印刷製本費	187,087	
修　繕　費	108,989	
車両燃料費	69,677	
保　険　料	170,380	
租税　公課	1,650	
リース　料	520,020	
業務委託料	48,079	
管理費　計		10,119,094
経常収支差額		1,997,417
[その他資金収支の部]		
【その他資金収入】		
その他資金収入　計		0
【その他資金支出】		
その他資金支出　計		0
当期収支差額		1,997,417
前期繰越収支差額		16,050,000
次期繰越収支差額		18,047,417

特定非営利活動に係る事業会計損益計算書

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊詫間　　［税込］（単位：円）

全事業所　　自 平成27年 4月 1日　至 平成28年 3月31日

《経常収支の部》

［経常収支の部］		
【経常収入】		
助成金収入	133,000	
受取交付金	14,425,089	
負担金収入	328,750	
雑収入	85,930	
受取利息収入	535	
経常収入　計		14,973,304
【事業費】		
事業支出(事業)	200,000	
業務委託費(事業)	405,194	
諸　謝　金(事業)	286,902	
印刷製本費(事業)	338,988	
会　議　費(事業)	11,033	
旅費交通費(事業)	592,290	
通信運搬費(事業)	12,324	
備品消耗品費(事業)	15,472	
消耗品費(事業)	440,728	
食　糧　費(事業)	29,975	
修　繕　費(事業)	954,970	
水道光熱費(事業)	18,576	
賄材料費(事業)	74,017	
燃料費（事業）	10,410	
地代家賃(事業)	12,960	
賃　借　料(事業)	51,040	
減価償却費(事業)	19,519	
保　険　料(事業)	19,995	
租税公課(事業)	6,400	
研　修　費(事業)	66,960	
支払手数料(事業)	540	
支払助成金(事業)	634,930	
当期事業費 計	4,203,223	
合　計	4,203,223	
事業費　計		4,203,223
【管理費】		
給料　手当	6,313,806	
役員　報酬	640,000	
役員議事報償費	402,000	
法定福利費	977,254	
通　信　費	239,427	
水道光熱費	82,000	
旅費交通費	7,730	
会　議　費	53,268	
事務用消耗品費	238,535	
備品消耗品費	72,567	

特定非営利活動に係る事業会計損益計算書

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊詫間　　［税込］（単位：円）

全事業所　　自 平成27年 4月 1日　至 平成28年 3月31日

新聞図書費	25,920	
印刷製本費	187,087	
修　繕　費	108,989	
車両燃料費	69,677	
保　険　料	170,380	
租税　公課	1,650	
リース　料	520,020	
業務委託料	48,079	
減価償却費	158,108	
管理費　計		10,316,497
経常収支差額		453,584
当期正味財産増加額		453,584
前期繰越正味財産額		464,144
当期正味財産合計		917,728

様式第２２号（第１２条関係）

全　役　員　名　簿

（平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日）

団体又は法人の名称　特定非営利活動法人　まちづくり推進隊詫間

役　名	氏　名	住　　所	就任期間	報酬を受けた期間
理事長	宮川　正夫	三豊市詫間町詫間 1180 番地 5	H26. 4. 1～ H27. 3. 31	H25. 4. 1～ H26. 3. 31
副理事長	江頭　昌道	三豊市詫間町大浜甲 1175 番地 1	H26. 4. 1～ H27. 3. 31	H25. 4. 1～ H26. 3. 31
副理事長	谷口　勝久	三豊市詫間町箱 325 番地 3	H26. 4. 1～ H27. 3. 31	H25. 4. 1～ H26. 3. 31
理事	田中　達也	三豊市詫間町詫間 3905 番地 3	H26. 4. 1～ H27. 3. 31	無
理事	田尾　雄彦	三豊市詫間町松崎 1819	H26. 4. 1～ H27. 3. 31	無
理事	森　伸　男	三豊市詫間町大浜 1934	H26. 4. 1～ H27. 3. 31	無
理事	矢野　太一	三豊市詫間町詫間 2112 番地 35	H26. 4. 1～ H27. 3. 31	無
理事	小国 豊登	三豊市詫間町粟島 1059 番地 4	H26. 6. 1～ H27. 3. 31	無
理事	小林 寛司	三豊市詫間町詫間 6109 番地 1	H26. 6. 1～ H27. 3. 31	無
理事	椎野 貴士	三豊市詫間町詫間 5482 番地 2	H26. 6. 1～ H27. 3. 31	無
理事	曽根 利幸	三豊市詫間町詫間 1946 番地 1	H26. 6. 1～ H27. 3. 31	無
理事	辻　幸子	三豊市詫間町詫間 1958 番地 2	H26. 6. 1～ H27. 3. 31	無
理事	本田　進	三豊市詫間町松崎 1688 番地 3	H26. 6. 1～ H27. 3. 31	無
監事	石丸 昭江	三豊市詫間町詫間 6858 番地 4	H26. 6. 1～ H27. 3. 31	H26. 6. 1～ H27. 3. 31
監事	則包 重文	三豊市詫間町松崎 1699 番地 2	H26. 6. 1～ H27. 3. 31	H26. 6. 1～ H27. 3. 31

特定非営利活動法人まちづくり推進隊詫間 定款

第１章　総則

（名称）

第１条　この法人は、特定非営利活動法人まちづくり推進隊詫間と称する。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を香川県三豊市詫間町詫間 1338 番地 13 に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）

第３条　この法人は、三豊市と相互に協力しながら、地域住民自らが主体となって豊かで住みやすい詫間町を創造するため、住民の交流を図り、地域のつながりを深め、安全・安心な生活環境及び活力と魅力あふれるコミュニティの実現を図ることを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
(2) 社会教育の推進を図る活動
(3) まちづくりの推進を図る活動
(4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
(5) 環境の保全を図る活動
(6) 地域安全活動
(7) 子どもの健全育成を図る活動

（事業）

第５条　この法人は、第３条の目的を達成する為、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

(1) 地域住民の交流に関する事業
(2) 安全、安心、防災に関する事業
(3) 環境保全に関する事業
(4) 健康及び福祉に関する事業
(5) 自治会活動との連携に関する事業
(6) 公民館活動との連携に関する事業
(7) 関係諸団体との連携に関する事業
(8) その他目的達成のために必要な事業

第３章　会員

（種別）

第６条　この法人の会員は、次の２種とし、一般会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 一般会員　この法人の目的に賛同して入会した個人
(2) 賛助会員　この法人の事業を賛助する意思表示をして入会した個人、団体又は法人

（入会）
第7条　この法人の会員になろうとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
2　理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
（入会金及び年会費）
第8条　入会金及び年会費は、無料とする。
（会員の資格の喪失）
第9条　会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
(1) 退会届の提出をしたとき。
(2) 除名されたとき。
(3) 本人が死亡したとき。
(4) 賛助会員である団体又は法人が消滅したとき。
（退会）
第10条　会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。
（除名）
第11条　会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
(1) この定款等に違反したとき。
(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章　役員及び職員

（種類及び定数）
第12条　この法人に次の各号に掲げる役員を置く。
(1) 理事3人以上13人以内
(2) 監事2人以上
2　理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。
（選任等）
第13条　役員は、一般会員の中から選任しなければならない。
2　理事及び監事は、総会において選任する。
3　理事長及び副理事長は、理事の互選とし、総会に報告しなければならない。
4　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
5　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

（職務）
第 14 条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
2　理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
3　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
4　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
5　監事は、次の各号に掲げる職務を行う。
(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
(2) この法人の財産の状況を監査すること。
(3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会又は所轄庁に報告すること。
(4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。
(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。
（任期等）
第 15 条　理事及び監事の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。
2　理事長及び副理事長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、連続しないときであっても、再々任は認めない。
3　補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
4　前 3 項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていないときは、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
5　役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
（欠員補充）
第 16 条　理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。
（解任）
第 17 条　役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事にあっては理事会又は総会の議決により、監事にあっては総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
（報酬等）
第 18 条　役員は、報酬を受けることができる。ただし、報酬を受ける者の数は、役員総数の 3 分の 1 を超えてはならない。
2　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3　前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

（職員）
第19条　この法人に、事務局長及びその他の職員を置く。
2　事務局長及びその他の職員は、理事会の議決を経て、理事長が任免し、この法人と雇用契約を締結する。
3　事務局長及びその他の職員には、雇用契約上必要な賃金を支払わなければならない。
4　前項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章　総会

（種別）
第20条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。
（構成）
第21条　総会は、一般会員をもって構成する。
（権能）
第22条　総会は、次の各号に掲げる事項について議決する。
(1) 定款の変更
(2) 解散
(3) 合併
(4) 事業年度当初における事業計画及び活動予算の承認
(5) 事業報告及び活動決算の承認
(6) 理事の選任又は解任
(7) 監事の選任又は解任
(8) その他理事会が総会に付議すべき事項として議決した事項
（開催）
第23条　通常総会は、毎年1回開催する。
2　臨時総会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。
(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
(2) 一般会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
(3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。
（招集）
第24条　総会は、前条第2項第3号に規定するときを除き、理事長が招集する。
2　理事長は、前条第2項第1号又は第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3　理事長が前項に規定する臨時総会を招集しないときは、請求をした者が、臨時総会を招集することができる。
4　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。ただし、電磁的方法による通知を求める一般会員に対しては、書面による通知に代えて電磁的方法により通知をすることができる。

（議長）
第25条　総会の議長は、その総会において、出席した一般会員の中から選出する。
（定足数）
第26条　総会は、一般会員総数の2分の1以上の出席者がなければ開会することができない。
（議決）
第27条　総会における議決事項は、第24条第4項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した一般会員の2分の1以上の同意があるときは、この限りではない。
2　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した一般会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
3　理事又は一般会員が総会の目的である事項について提案した場合において、一般会員全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。
（表決権等）
第28条　各一般会員の表決権は、平等なるものとする。
2　やむを得ない理由のため総会に出席できない一般会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の一般会員を代理人として表決を委任することができる。
3　前項の規定に関わらず、一般会員は、前項の規定に基づく書面による表決に代えて電磁的方法により表決をすることができる。
4　前2項の規定により表決した一般会員は、第26条、前条第2項、次条第1項第2号及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。
5　総会の議決について、特別の利害関係を有する一般会員は、その議事の議決に加わることができない。
（議事録）
第29条　総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1) 日時及び場所
(2) 一般会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者があるときは、その数を付記すること。）
(3) 審議事項
(4) 議事の経過の概要及び議決の結果
(5) 議事録署名人の選任に関する事項
2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
3　前2項の規定にかかわらず、一般会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1)　総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
(3) 総会の決議があったものとみなされた日
(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

（構成）
第30条 理事会は、理事をもって構成する。
2 監事は、理事会に出席し意見を述べることができる。
（権能）
第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。
(1) 事業計画及び活動予算並びにその変更
(2) 事業報告及び活動決算
(3) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
(4) 事務局の組織及び運営に関する事項
(5) 事務局長及びその他の職員の雇用等に関する事項
(6) 役員の職務及び報酬
(7) 総会に付議すべき事項
(8) その他運営に関する必要な事項
（開催）
第32条 理事会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。
(1) 理事長が必要と認めたとき。
(2) 理事総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
(3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。
（招集）
第33条 理事会は、理事長が招集する。
2 理事長は、前条第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。ただし、電磁的方法による通知を求める理事に対しては、書面による通知に代えて電磁的方法により通知をすることができる。
4 前項の規定にかかわらず、理事会は、役員全員の同意があるときは、招集の手続きを経る事無く開催することができる。
（議長）
第34条 理事会の議長は、理事長が行う。
（議決）
第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、第33条第4項の場合及び議事が緊急を要するもので、出席した

理事の2分の1以上の同意があったときは、この限りではない。

2　理事会の議事は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第36条　各理事の表決権は、平等なるものとする。

2　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3　前項の規定に関わらず、理事は、前項の規定に基づく書面による表決に代えて電磁的方法により表決をすることができる。

4　前2項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

5　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第37条　理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章　資産及び会計

（資産の構成）

第38条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 寄附金品

(3) 財産から生じる収益

(4) 事業に伴う収益

(5) その他の収益

（資産の区分）

第39条　この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業の資産の1種とする。

（資産の管理）

第40条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）

第41条　この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計の区分）
第42条　この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。
（事業計画及び予算）
第43条　この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。
2　前項の規定に関わらず、事業年度当初における事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事会の議決を経た上で、総会において、その承認を得なければならない。
（暫定予算）
第44条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
2　前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。
（予備費の設定及び使用）
第45条　予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
2　予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。
（予算の追加と更正）
第46条　予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。
（事業報告及び決算）
第47条　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経た上で、当該事業年度終了後最初の総会において、その承認を得なければならない。
2　会計の決算上、剰余金を生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとする。
（事業年度）
第48条　この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
（臨機の措置）
第49条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）
第50条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した一般会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項の変更については所轄庁の認証を得なければならない。
(1)　目的
(2)　名称
(3)　法人が行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
(4)　主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）

(5)　社員の資格の得喪に関する事項
(6)　役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
(7)　会議に関する事項
(8)　その他の事業を行う場合、その種類その他当該その他の事業に関する事項
(9)　解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
(10)　定款の変更に関する事項

（解散）

第51条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。
(1)　総会の決議
(2)　目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
(3)　一般会員の欠亡
(4)　合併
(5)　破産手続開始の決定
(6)　所轄庁による設立の認証の取消し

2　前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、一般会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3　第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第52条　この法人が解散（前条第1項第4号及び第5号による解散を除く。）をしたときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において出席した一般会員の過半数の議決を経て選定される団体に譲渡するものとする。

（合併）

第53条　この法人が合併しようとするときは、総会において一般会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章　活動の区域

（活動の区域）

第54条　この法人の活動区域は、香川県三豊市詫間町内とする。ただし、理事会の議決を経た活動については、この限りではない。

第10章　公告の方法

（公告の方法）

第55条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第11章　雑則

（雑則）

第56条　この定款の施行に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附　則

1　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2　この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	宮　川　正　夫
副理事長	江　頭　昌　道
副理事長	谷　口　勝　久
理事	田　坪　由香里
理事	田　中　達　也
理事	冨　山　マユミ
理事	中　田　勝　久
理事	森　　伸　男
理事	矢　野　太　一
監事	工　藤　加代子
監事	藤　井　隆　盛

3　この法人の設立当初の役員の任期は、第15条の規定に関わらず、成立の日から平成26年5月31日までとする。

4　この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5　この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定に関わらず、成立の日から平成26年3月31日までとする。

（登記申請書用）

本書は、当法人の定款に相違ありません。

特定非営利活動法人　まちづくり推進隊詫間

理事長　宮　川　正　夫

まちづくり推進隊詫間理事長之印

まちづくり活動助成金交付要綱

平成２５年５月１日
まちづくり推進隊詫間

（目的）

第１条　この要綱は、地域の諸課題を解決する為に実施するまちづくり活動や地域の活性化に資する事業に対して、活動助成金を交付することによって、地域の活動を支援し、魅力あるまちづくりを推進することを目的とする。

（助成対象事業及び助成対象者）

第２条　助成金の交付対象となる事業(以下「助成対象事業」という。)は、前条の目的を達成する為に、町内の地縁団体等各種団体が行う自主的なまちづくり事業(活動)とし、助成対象者は当該事業を実施する団体とする。

２　前項の規定にかかわらず、当該事業が次のいずれかに該当するときは、この要綱の助成対象事業としないものとする。

(1) 他の補助金の交付を受けている事業
(2) 事業の効果が特定の個人又は団体のみに帰属する事業
(3) 専ら営利のみを目的とし、公益性を欠く事業
(4) 政治活動又は宗教活動を行うことを目的とする事業
(5) その他助成することが適当でないと認められる事業

３　第１項に規定する団体は、宗教活動若しくは営利活動を行うことを目的とする団体以外の団体とする。

（助成対象経費）

第３条　助成金の交付の対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、前条の助成対象事業に要する経費とする。ただし、次に掲げる経費については、助成対象経費から除外するものとする。

(1) 団体の運営に要する経費
(2) 施設の維持管理に要する経費
(3) 食糧費に相当する経費
(4) その他助成することが適当でないと認められる経費

（助成金の額等）

第４条　助成金は、助成対象経費のうち、１件につき１０万円を限度に予算の範囲内で交付する。

ただし、その額に千円未満の端数が生じた時は、その端数は切り捨てるものとする。

（助成金の交付の申請）

第５条　助成金の交付を受けようとする者は、助成金等交付申請書(様式第１号。以下「申請書」という。) に、次に掲げる書類を添えて指定する日までに理事長に提出しなければならない。

(1) 事業(活動)計画書
(2) 収支予算書（様式第２号）
(3) 物品の購入若しくは施設等の整備を伴う事業にあっては、その費用について業者等の発行する見積書
(4) その他理事長が必要と認める資料

(助成金の交付の決定)

第６条　理事長は、前条に規定する申請書の提出を受けたときは、その内容を理事会に於いて審査し、必要に応じて実地調査等を行い、助成金の交付の適否を決定するものとする。

(決定の通知)

第７条　理事長は、前条の規定により助成金等の交付を決定したときは、助成金等交付決定通知書(様式第３号)により、その決定の内容及びこれに付する条件、指示を申請者に通知するものとする。

(助成事業の変更等)

第８条　申請者は、助成事業等を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに理事長に届け出なければならない。

(実績報告)

第９条　申請者は、助成事業が完了したときは、その完了の日から起算して２０日以内に助成事業等実績報告書（様式第４号)に次に掲げる書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書（様式第５号)

(2) 領収書の写し

(3) その他理事長が必要と認める書類

(助成金の交付)

第10条　助成金は、助成事業等が申請のとおり完了したことを確認した後、助成金等交付確定通知書（様式第６号)により申請者に通知し、交付するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、交付決定を受けた事業に着手したのち、資金調達等の理由により、止むを得ず助成金の交付が必要なときは、助成金の概算交付を受けることができる。

３　申請者は、助成金等の交付を受けようとするときは、助成金概算交付請求書（様式第７号)若しくは、助成金交付請求書（様式第８号)を理事長に提出しなければならない。

(決定の取り消し及び助成金の返還)

第11条　理事長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金等の交付を受けたとき。

(2) 助成金等を他の用途に使用したとき。

(3) この要綱に違反したとき。

２　理事長は、前項の規定により助成金等の交付の決定を取り消した場合において、既に助成金等を交付しているときは、期間を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第12条　特別の理由により、この規則により難いものについては、別に定める。

附　則

この規則は、平成２５年５月１日から施行する。